

官報

号外 昭和五十二年十一月二十四日

○第八十二回 衆議院會議録 第十五号

昭和五十二年十一月二十四日(木曜日)

議事日程 第十四号

昭和五十二年十一月二十四日

午後一時開議

- 第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要となる資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案

(湯山勇君外十名提出)

昭和五十二年十一月二十四日 衆議院會議録第十五号

活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案

午後一時三分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

○互力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、湯山勇君外十名提出、活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 互力君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案(湯山勇君外十名提出)

○議長(保利茂君) 活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。湯山勇君。

活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案

[本号末尾に掲載]

[湯山勇君登壇]

○湯山勇君 私、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同

及び新自由クラブを代表いたしました。ただいま議題となりました活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案につき、趣旨弁明を行わんとするものであります。(拍手)

まず最初に、決議案の案文を朗読いたします。

決議案

政府は、最近の活動火山の爆発及び異常な降灰等による被害の実態にかんがみ、活動火山周辺の住民の生命及び身体、安全並びに生活及び産業の安定に資するため、「火山噴火」の災害としての位置づけを明確にするとともに、すみやかに関係法令及び行政上の措置等現行諸制度の改善を積極的に図ることとし、特に次の事項について適切な対策を講ずべきである。

- 一 火山活動研究観測体制の充実強化と防災体制の整備
- 一 緊急避難施設整備地域の拡大と施設整備の充実促進
- 一 降灰除去事業等の推進とこれに対する助成の拡大強化
- 一 公共施設等の降灰防除のための施設整備の推進
- 一 降灰、土石流等による災害防止のための治山治水事業の拡充強化
- 一 農林漁業に対する降灰対策としての防災営農施設整備の強化等被害軽減対策の推進
- 一 商工業者に対する降灰被害対策融資の強化

昭和五十二年十一月二十四日 衆議院會議録第十五号 活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案 三〇〇

一 降灰等の住民の健康に及ぼす影響調査の推進と保健指導の強化

一 関係地方公共団体の降灰対策に要する経費に対する財政措置の強化

右決議する。

以上であります。

御承知のように、本年八月七日には有珠山が突然噴火し、特に洞爺湖周辺は、激しい降灰や降灰によって農林漁業、中小商工業等激甚な被害をこうむったところであります。

また、桜島の継続的な噴火による異常な降灰は、農業関係の被害にとどまらず、住民の日常生活にも深刻な影響を与えております。さらに、阿蘇山の爆発によってもその周辺は大きな被害をこうむっておりますのであります。

このように、最近の活動火山の爆発や異常な降灰等による被害の実態から、周辺地域の地方公共団体の財政負担や住民の労苦、経済的負担はきわめて多大なものであります。

したがって、噴火被害に対処するためには、火山噴火を災害として明確に位置づけるとともに、観測体制あるいは降灰除去事業、降灰防除事業等現在国が行っている財政上、金融上の施策を根本的に見直し、検討を加えて一層拡充していく必要があると考えます。

以上の趣旨において、政府は本決議案の被害対策の強化に万全を期するだけでなく、その他必要

と認められる対策についても遺憾のないよう善処すべきであると存じます。

以上が本決議案を提案する趣旨であります。何とぞ各位の御賛成あらんことを望むものであります。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

この際、田澤國務大臣から発言を求められております。これを許します。國務大臣田澤吉郎君。

〔國務大臣田澤吉郎君登壇〕

○國務大臣(田澤吉郎君) 本年八月の有珠山の突然の噴火を初め、桜島、阿蘇山等の活発な火山活動は、周辺の住民、産業に多くの影響を及ぼしているところであります。政府としては、従来からこれら活動火山対策の推進に努めてきたところであります。

ただいまの院議につきましては、その御趣旨を十分尊重して、関係省庁ともども活動火山対策にできるだけ努力をしてまいる所存であります。(拍手)

日程第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長正示啓次郎君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔正示啓次郎君登壇〕

○正示啓次郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の結果並びに結果を御報告申し上げます。

まず、各法律案の要旨を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院の昭和五十一年三月十一日

付の「教員給与の改善について」及び「育児休業の許可を受けた女子教育公務員等に対する給付について」の二件の勧告並びに本年八月九日付の給与改定に関する勧告に基づいて、全俸給月額、医師の初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当及び義務教育等教員特別手当等の額を改定するとともに、当分の間、女子教育公務員等に対し、育児休業給付を支給しようとするものであります。宿日直手当の改定を除き、本年四月一日から実施しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の二法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員及び防衛庁の職員の俸給月額等の改定等を行うとするものであります。

以上、三法律案のうち、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は十月二十八日、他の二法律案は十月七日に本委員会に付託され、十一月十日政府より提案理由の説明を聴取し、同月十五日質疑に入り、慎重に審査を行い、二十二日質疑を終了いたしましたところ、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、木原委員より、義務教育等教員特別手当の改定に関する部分を削り、育児休業給付の支給を昭和五十一年四月一日に繰り上げて実施する内容の日本社会党提案に係る修正案が提出され、趣旨説明の後、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案、

特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を一括して討論に付したところ、自由民主党の逓次委員、日本社会党の木原委員、公明党・国民会議の新井委員、民社党の受田委員、日本共産党・革新共同の柴田委員及び新自由クラブの中川委員より、各派を代表してそれぞれ賛成、反対の意見が述べられましたが、その詳細につきましてもは会議録により御承知願いたいと存じます。

次いで、一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案に対する修正案並びに三法律案を採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、三法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第四、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長報告を求めます。法務委員長上村千一郎君。

郎君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、政府は人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する措置を講じようとしていたのでありますが、この両法律案は、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善しようとするものであります。

その内容は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額に、おおむね準じてそれぞれこれを増額し、これらの改正を本年四月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

当委員会においては、十月二十五日両法律案の提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、十一月二十二日質疑を終了し、直ちに採決の結果、両法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第六、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。農林水産委員長金子岩三君。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔金子岩三君登壇〕

昭和五十二年十一月二十四日 衆議院會議録第十五号

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に
関する法律案 朗読を省略した議長の報告

三〇二

○金子岩三君 ただいま議題となりました原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工品の原材料の供給事情の変化にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、昭和五十七年度末までの間、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要長期かつ低利の資金の貸し付けの業務を行うことができるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、十一月二十二日鈴木農林大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行い、同日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されていま

す。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしましたし

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

出席国務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君
農林大臣 鈴木善幸君
国務大臣 田澤吉郎君
国務大臣 藤田正明君
国務大臣 三原朝雄君

○朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る二十二日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定の締結について承認を求めるの件

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

宇野 亨君	玉生 孝久君
内田 常雄君	与謝野 馨君
竹下 登君	谷 洋一君
中村 弘海君	水平 豊彦君
増田甲子七君	愛知 和男君
上田 卓三君	中西 績介君
栗林 三郎君	小川 仁二君
榊野 泰二君	千葉千代世君
愛知 和男君	増田甲子七君
谷 洋一君	竹下 登君
玉生 孝久君	宇野 亨君
水平 豊彦君	中村 弘海君
与謝野 馨君	内田 常雄君
小川 仁二君	栗林 三郎君
千葉千代世君	榊野 泰二君
中西 績介君	上田 卓三君

外務委員

辞任

補欠

川田 正則君	小沢 辰男君
佐野 嘉吉君	箕輪 登君
中山 正暉君	永田 亮一君
小沢 辰男君	川田 正則君
永田 亮一君	中山 正暉君
箕輪 登君	佐野 嘉吉君

大蔵委員

辞任

補欠

永原 稔君 工藤 晃君
永原 稔君

文教委員

辞任

補欠

小川 仁二君 上田 卓三君
千葉千代世君 栗林 三郎君
中西 績介君 榊野 泰二君
上田 卓三君 小川 仁二君
栗林 三郎君 千葉千代世君
榊野 泰二君 中西 績介君

社会労働委員

辞任

補欠

伊東 正義君 池田 行彦君
金子 みつ君 藤田 高敏君
工藤 晃君 永原 稔君
池田 行彦君 伊東 正義君
藤田 高敏君 金子 みつ君
永原 稔君 工藤 晃君

農林水産委員

辞任

補欠

佐藤 隆君 鹿野 道彦君
小川 国彦君 兒玉 末男君
鹿野 道彦君 佐藤 隆君
兒玉 末男君 小川 国彦君

商工委員

辞任

補欠

粕谷 茂君 愛野興一郎君

田中 六助君 谷 洋一君 渡部 恒三君 水平 豊彦君 愛野興一郎君 粕谷 茂君 谷 洋一君 田中 六助君 水平 豊彦君 佐々木義武君 運輸委員 小沢 辰男君 補欠 永田 亮一君 愛知 和男君 箕輪 登君 玉生 孝久君 兒玉 末男君 小川 國彦君 愛知 和男君 小沢 辰男君 玉生 孝久君 永田 亮一君 水平 豊彦君 箕輪 登君 小川 國彦君 兒玉 末男君 通信委員 原田昇左右君 補欠 堀之内久男君 粕谷 茂君 粕谷 茂君 田中 六助君 田中 六助君 原田昇左右君 堀之内久男君 建設委員 有馬 元治君 補欠 江藤 隆美君 内田 常雄君 瓦 力君 竹下 登君 住 栄作君 増田甲子七君 内田 常雄君 佐藤 隆君 有馬 元治君	佐藤 隆君 住 栄作君 竹下 登君 江藤 隆美君 増田甲子七君 瓦 力君 予算委員 佐々木義武君 補欠 藤田 高敏君 金子 みつ君 金子 みつ君 藤田 高敏君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 芳賀 貢君 補欠 古川 雅司君 川崎 寛治君 山本悌二郎君 野村 光雄君 川崎 寛治君 芳賀 貢君 野村 光雄君 古川 雅司君 玉置 一徳君 山本悌二郎君 公害対策並びに環境保全特別委員 山本 政弘君 補欠 矢山 有作君 矢山 有作君 矢山 有作君 山本 政弘君	活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案 (湯山勇君外十名提出) (委員会審査省略要求書受領) 一、去る二十二日、議員から、次の議案は委員会 の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案 湯山勇君外十名 (議案送付) 一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案 は次のとおりである。 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案 船員の雇用の促進に関する特別措置法案 一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案 は次のとおりである。 中小企業倒産防止共済法案 (条約通知) 一、去る二十二日、参議院送付の次の条約を承認 することを議決した旨参議院に通知した。 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁 業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共 和国連邦政府との間の協定の締結について承認 を求めるの件 日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に 関する協定の締結について承認を求めるの件 (答弁書受領) 一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領し た。	衆議院議員武部文君提出鳥取県米子市宗像字下 サイ手地先一級河川日野川水系法勝寺川廃川敷 の処理問題に関する再質問に対する答弁書 鳥取県米子市宗像字下サイ手地先一級河川日 野川水系法勝寺川廃川敷の処理問題に関する 再質問主意書 右の質問主意書を提出する。 昭和五十二年十一月十五日 提出者 武部 文 衆議院議長 保利 茂殿 鳥取県米子市宗像字下サイ手地先一級河川 日野川水系法勝寺川廃川敷の処理問題に関 する再質問主意書 本問題に対する内閣衆議院二第七号(昭和五十 二年十一月四日)の答弁書に関連した点を再質 問する。 一及び二について 質問の要点は、個人名義の土地をそのままに して廃川敷処分にし、普通財産に繰入れ、県は 国より譲与を受けた事実があるが、このような 処理は国有財産法に照らして違法ではないかと いう事であり、答弁はこの点について全然触れ ていない。 また、侵奪地を尼子不動産より引継いで宅地 造成をし、他に転売した林原開発はその間の事情 を承知していた疑いが濃いが、日時が経過し立 証がむづかしいとの理由で検察庁は止むなく不
---	---	--	--

昭和五十二年十一月二十四日 衆議院会議録第十五号 朗読を省略した議長の報告

昭和五十二年十一月二十四日 衆議院會議録第十五号

朗読を省略した議長の報告 活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

三〇四

起訴としたと表明しているが、尼子不動産の起訴が決まった昭和五十二年九月六日以後、このような業者にかかも低価格で下げて、この問題を糊塗するがごとき行政は了解できぬ事であり、政府の監督の責任を問うておるのに、答弁書はこの点に何等触れる事なく、事後登記の是正が事実関係に適合するように是正されているとのみ答えているのは納得できぬところである。

登記の是正も起訴後であり、個人名義登記の時点で行われた違法行為の事実を消滅するものではない。
その時点の当事者の責任はどうなるのか。不問にするつもりなのか、質問をしているのである。

三について

当該の不動産売買契約書によれば昭和四十五年十月二十日の契約時でさえ、坪当たり六千九百六十円で売買されており、昭和五十一年四月一日付官報による標準価格で、当該地附近の福市は坪当たり二万一千六百円となっており、景観、環境及び市街地に近い距離状況からみても、福市の価格よりも高い価格が常識であり、最低でも侵害判明の時の価格で払下げるべきではないか。

四について

本件堤防上の道路は、いまだ市道としての路線の認定はなされていないと聞いていると答えているが、米子市当局は昨年三月市議会に上程され、認定されていると言っており、また、県当局の出先機関も同様に市道認定を認めている。但し、認定直後の県会商工委員会が侵害の事実追及があり、供用開始に待ったがかかっている。一体どこにだれに開かれたのか伺いたい。
更にこの堤防はズサンな工事のため車の通行が危険であり、地元住民の手によつて通行が阻

止されているが、その責任は工事造成を行った林原開発にあるのに、その必要な管理については建設大臣において行つていないと答弁されたが、これこそ国費の乱費であり納得できない。重ねて答弁を求めるものである。

昭和五十二年十一月二十二日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員武部文君提出鳥取県米子市宗像字下サイ手地先一級河川日野川水系法勝寺川廢川敷の処理問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員武部文君提出鳥取県米子市宗像字下サイ手地先一級河川日野川水系法勝寺川廢川敷の処理問題に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

昭和五十一年十二月二十八日付けの廢川敷地の公示に係る法勝寺川(旧河川敷地)以下「旧河川敷地」という。について、本問題に関する内閣衆議院第二第七号(昭和五十一年十一月四日)の答弁書において述べたとおりの処理を行つたが、右処理は、土地の実体的権利関係に適合して行われたものであつて、登記関係の是正後に行われなかつたからといつて、国有財産法上何ら違法となるものではない。

また、旧河川敷地に關し有有限会社尼子不動産役員が不動産侵害の容疑で起訴されているという事情の下で、鳥取県が旧河川敷地を林原商事株式会社に払い下げたのは、既に旧河川敷地が後に当該会社に合併された林原開発株式会社によつて一般に分譲されている事実にかんがみ、分譲を受けた者の立場を考慮して行つたものであると聞いている。

三について

旧河川敷地の払下げ価格については、鳥取県が、鳥取県財産評価審査会設置条例の規定に基づき、鳥取県財産評価審査会の審議を経て決定したものとして聞いている。

四について

御質問に係る道路については、市道としての路線の認定に關し昭和五十一年三月二十七日に米子市議会の議決がなされているが、道路法第八條第一項の規定による路線の認定及び同法第九條の規定による路線の認定の公示は、いまだ行われていない旨米子市当局から聞いている。
このような事情の下では、当該道路の道路法上の道路管理者は存在せず、当該道路の存する土地については、河川区域として必要な管理を河川管理者である建設大臣において行つているところである。

右答弁する。

活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和五十一年十一月二十二日

提出者

湯山 勇 天野 光晴
有馬 元治 今井 勇
志賀 節 兒玉 末男
柴田 健治 広沢 直樹
渡辺 朗 津川 武一
菊池福治郎
賛成者
稲垣 実男外二十八名

活動火山の噴火被害対策の強化に関する決議

政府は、最近の活動火山の爆発及び異常な降灰等による被害の実態にかんがみ、活動火山周辺の住民の生命及び身体、安全並びに生活及び産業の安定に資するため、「火山噴火」の災害としての位置づけを明確にするとともに、すみやかに関係法令及び行政上の措置等現行諸制度の改善を積極的を図ることとし、特に次の事項について適切な対策を講ずべきである。

- 一 火山活動研究観測体制の充実強化と防災体制の整備
- 一 緊急避難施設整備地域の拡大と施設整備の充実促進
- 一 降灰除去事業等の推進とこれに対する助成の拡大強化
- 一 公共施設等の降灰防除のための施設整備の推進
- 一 降灰、土石流等による災害防止のための治山治水事業の拡充強化
- 一 農林漁業に対する降灰対策としての防災官農施設整備の強化等被害軽減対策の推進
- 一 商工業者に対する降灰被害対策融資の強化
- 一 降灰等の住民の健康に及ぼす影響調査の推進と保健指導の強化
- 一 関係地方公共団体の降灰対策に要する経費に対する財政措置の強化

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十一年十月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「十五万円」を「十六万円」に改め、同項第二号中「三万二千五百円」を「三万四千円」に改める。

第十一條第三項中「七千円」を「八千円」に、「二千二百円」を「二千三百円」に、「四千五百円」を「五千円」に改める。

第十二條の六第一項第一号中「五千円」を「六千円」に改め、同条第二項第一号中「一万二千円」を「一万三千五百円」に、「五千円」を「六千円」に、「三千五百円」を「五千円」に、「七千円」を「七千五百円」に改める。

第十二條第二項第一号中「一万二千五百円」を「一万四千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同項第二号中「千七百円」を「二千円」に、「三千円」を「三千四百円」に、「三千三百円」を「三千八百円」に、「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項第三号中「一万二千五百円」を「一万四千円」に、「千五百円」を「二千円」に改める。

第十九條の二第一項中「人事院規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては一万円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては」に、「人事院規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては一万五千円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては」に改める。

第十九條の五第二項中「一万百円」を「一万五千円」に改める。

第二十二條第一項中「一万八千円」を「一万九千六百円」に改める。

附則第七項から第九項までを次のように改める。

7 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第三條第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員には、育児休業の期間（同法第五條第四項の規定により育児休業の許可の効力が停止されている期間を除く。）中、育児休業給付を支給する。

8 育児休業給付の月額は、俸給の月額に、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百條第二項（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の適用を受ける職員にあつては、同法第百四十四條第二項）の規定に基づき定められた割合を乗じて得た額を合計した額とする。

9 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三條第一項の教職調整額を支給される職員に係る前項の規定の適用については、同項の俸給には当該教職調整額が含まれるものとする。

附則に次の二項を加える。

10 前三項に規定するもののほか、育児休業給付の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

11 職員に育児休業給付が支給される間、第五條第一項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び育児休業給付」とする。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表（第六條関係）

イ 行政職俸給表（一）

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	251,400	193,900	—	—	—	100,400	88,000	—
2	262,500	202,000	172,100	145,600	122,000	105,400	91,900	72,800
3	273,600	210,300	178,900	151,800	127,400	110,500	95,900	74,900
4	284,800	218,900	185,800	158,100	132,900	115,700	100,400	77,100
5	296,000	227,500	192,700	164,400	138,700	120,800	104,800	79,300
6	307,100	236,200	199,700	170,700	144,500	125,900	108,800	82,100
7	318,200	244,900	206,900	177,200	150,300	131,000	112,800	85,000
8	329,400	253,600	214,100	183,900	156,000	136,000	116,600	88,000
9	340,600	262,300	221,300	190,700	161,700	140,500	120,200	90,500
10	351,800	271,000	228,600	197,600	167,400	144,900	123,700	92,900
11	360,000	279,300	235,900	204,500	173,200	149,300	126,900	95,300
12	366,100	287,500	243,100	211,300	178,900	153,600	130,100	97,500
13	372,200	295,300	250,300	218,100	184,600	157,900	133,200	99,700
14	377,800	301,400	257,400	224,900	190,200	161,800	135,900	101,900
15	382,600	307,500	264,500	231,400	195,600	165,600	138,600	104,100
16	—	311,800	270,100	237,900	200,600	169,300	141,200	106,200
17	—	—	275,600	242,900	205,500	172,900	143,700	107,800
18	—	—	279,500	247,900	209,000	176,000	146,100	—
19	—	—	283,300	251,500	212,300	179,000	148,100	—
20	—	—	287,100	255,100	215,400	181,300	—	—
21	—	—	—	258,700	217,900	183,600	—	—
22	—	—	—	262,300	220,300	185,800	—	—
23	—	—	—	—	222,700	188,000	—	—
24	—	—	—	—	225,100	—	—	—

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 142,900	円 120,800	円 99,700	円 89,300	円 73,300	円 65,600
2	147,700	125,100	103,800	92,700	75,500	67,500
3	152,500	129,500	108,000	96,100	77,800	69,400
4	157,600	133,900	112,200	99,700	80,100	71,300
5	162,800	138,400	116,500	103,300	82,900	73,300
6	168,200	142,900	120,800	107,000	85,900	75,400
7	173,700	147,400	124,900	110,600	89,300	77,600
8	179,300	151,900	128,900	114,300	92,700	79,800
9	185,000	156,400	133,000	117,900	96,000	82,500
10	190,700	160,500	137,100	121,500	99,300	85,400
11	196,400	164,500	140,700	125,200	102,600	88,400
12	202,100	168,500	144,300	128,700	105,900	91,400
13	207,800	172,500	147,900	132,200	109,000	94,200
14	213,500	176,500	151,400	135,600	112,100	97,000
15	218,400	180,500	155,000	138,900	114,700	99,600
16	223,300	184,400	158,600	141,900	117,200	102,200
17	228,100	188,300	162,200	144,800	119,500	104,800
18	232,900	192,200	165,800	147,700	121,800	106,800
19	237,700	196,000	169,200	150,200	124,100	108,800
20	242,200	199,800	172,200	152,600	126,200	110,700
21	246,200	203,600	175,000	154,600	128,200	112,600
22	250,200	207,300	177,300	156,600	130,100	114,500
23	254,200	210,600	179,600	158,600	132,000	116,400
24	257,400	213,900	181,600	160,500	133,900	118,300
25		216,300	183,600	162,400	135,700	120,200
26			185,600			122,000
27						123,800
28						125,600
29						127,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表 (第六条関係)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 262,800	円 218,900	円 —	円 —	円 —	円 —	円 115,400	円 99,200	円 —
2	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	139,200	120,600	103,700	80,500
3	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	145,100	125,900	108,200	83,400
4	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	86,400
5	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	157,000	136,500	116,900	89,800
6	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	163,000	141,600	120,500	93,200
7	318,200	271,000	241,400	226,000	197,300	169,000	146,500	123,900	96,700
8	329,400	278,600	248,800	233,300	204,300	175,100	150,900	127,000	99,700
9	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	181,200	155,300	130,000	101,800
10	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	187,200	159,500	133,000	103,800
11	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	193,200	163,700	136,000	105,700
12	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	199,200	167,700	139,000	107,600
13	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	205,200	171,700	142,000	109,500
14	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	209,900	175,400	144,800	111,400
15	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	214,000	178,500	146,900	113,000
16		338,100	307,500	290,900	261,300	218,100	181,600		
17		342,500	314,300	296,700	266,500	222,000	183,800		
18			318,400	300,600	271,700	225,100			
19			322,500	304,400	276,500	228,100			
20				308,200	280,100	230,500			
21					283,700	232,900			
22					287,300				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	262,800	218,900					101,200	90,300	
2	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	128,000	106,500	93,500	83,900
3	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	133,700	111,800	96,800	86,900
4	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	139,600	117,100	100,900	90,100
5	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	145,500	122,400	106,000	93,300
6	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	151,500	127,700	111,100	96,600
7	318,200	271,000	241,400	226,000	197,300	157,600	132,900	116,100	100,600
8	329,400	278,600	248,800	233,300	204,300	163,600	138,100	121,100	105,400
9	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	169,600	143,400	126,000	110,300
10	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	175,700	148,700	130,900	115,100
11	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	181,800	153,900	135,900	120,000
12	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	187,800	159,100	140,900	124,800
13	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	193,800	164,400	145,800	129,600
14	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	199,800	169,700	150,700	134,500
15	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	205,800	175,000	155,700	139,400
16		338,100	307,500	290,900	261,300	211,700	180,300	160,700	144,200
17		342,500	314,300	296,700	266,500	217,400	185,700	165,700	149,000
18			318,400	300,600	271,700	223,100	191,100	170,700	153,700
19			322,500	304,400	276,500	228,500	196,600	175,800	158,400
20				308,200	280,100	233,500	202,100	180,900	163,100
21					283,700	238,100	207,600	186,000	167,800
22					287,300	242,700	213,000	191,100	172,500
23					290,900	247,300	218,400	196,200	177,200
24						251,900	223,400	201,300	181,900
25						254,900	228,000	206,300	186,600
26						257,900	232,600	211,300	191,300
27						260,900	237,200	215,800	196,000
28						263,900	241,800	220,300	200,700
29						266,900	244,800	224,700	205,400
30							247,800	229,000	209,300
31							250,800	233,200	213,100
32							253,700	236,900	216,900
33							256,600	238,600	220,700
34									223,300

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	262,800	218,900					115,400	99,200	
2	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	139,200	120,600	103,700	80,500
3	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	145,100	125,900	108,200	83,400
4	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	86,600
5	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	157,000	136,500	116,900	90,300
6	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	163,000	141,600	121,000	94,100
7	318,200	271,000	241,400	226,000	197,300	169,000	146,500	125,000	98,000
8	329,400	278,600	248,800	233,300	204,300	175,100	151,100	129,000	101,300
9	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	181,200	155,700	133,000	104,500
10	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	187,200	160,300	136,800	107,600
11	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	193,200	164,900	140,600	110,600
12	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	199,200	169,300	144,400	113,600
13	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	205,200	173,700	148,200	116,600
14	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	210,300	178,000	152,000	119,500
15	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	214,500	182,200	155,800	122,400
16		338,100	307,500	290,900	261,300	218,600	185,900	159,500	125,300
17		342,500	314,300	296,700	266,500	222,500	189,400	162,700	128,200
18			318,400	300,600	271,700	225,600	192,500	165,900	131,100
19			322,500	304,400	276,500	228,600	195,600	168,000	133,800
20				308,200	280,100	231,100	197,800		136,500
21					283,700	233,500	200,000		139,100
22					287,300	235,900	202,200		141,100
23							204,400		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	249,400	204,000	166,900	138,700	109,900	—
2	258,900	213,000	174,200	145,300	115,100	85,900
3	268,400	222,200	181,500	151,900	120,500	89,500
4	277,900	231,400	188,800	158,500	125,900	94,400
5	287,400	240,300	196,100	165,100	131,400	99,400
6	296,900	249,000	203,400	171,500	136,900	104,400
7	306,400	257,700	210,700	177,800	142,300	109,300
8	315,800	266,400	217,800	184,000	147,300	113,600
9	325,200	275,000	224,900	190,000	152,200	117,900
10	333,400	283,600	231,400	196,000	157,100	121,900
11	341,600	292,100	237,900	201,700	161,600	125,800
12	348,200	300,100	244,400	207,400	166,100	128,900
13	354,800	308,100	250,900	213,000	170,400	131,900
14	361,400	315,100	256,900	218,600	174,700	134,800
15	366,800	322,000	262,800	224,200	178,900	137,700
16	372,200	328,300	268,600	229,800	183,100	140,700
17	376,800	334,600	274,200	235,200	187,300	143,600
18		340,200	278,800	240,400	190,600	146,500
19		344,300	282,500	243,800		149,400
20			286,200	247,200		151,500
21			289,900			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
1	164,500	133,000	109,800	90,700	74,400
2	169,700	138,200	114,000	94,200	76,400
3	175,000	143,500	118,200	98,000	78,700
4	180,300	148,800	122,700	101,800	81,100
5	185,600	154,100	127,700	105,700	84,100
6	191,200	159,400	132,900	109,600	87,200
7	196,800	164,500	138,100	113,500	90,400
8	202,800	169,100	143,300	117,400	93,900
9	208,800	173,600	148,500	121,400	97,500
10	214,800	178,000	153,700	125,800	101,300
11	220,900	182,400	158,800	130,200	105,100
12	227,000	186,700	163,000	134,600	108,900
13	233,000	191,000	167,100	139,000	112,800
14	239,000	195,400	171,100	143,300	116,700
15	244,200	199,800	175,100	147,400	120,500
16	249,300	204,000	179,100	151,500	124,300
17	254,300	208,200	182,900	155,600	128,100
18	259,300	212,400	186,600	159,600	131,900
19	264,300	216,500	189,900	163,500	135,600
20	269,300	220,500	193,200	166,700	139,200
21	273,500	224,500	196,000	169,900	141,900
22	277,700	227,400	198,700	172,700	144,500
23	281,900	230,300	201,300	175,400	146,500
24	285,300	233,200	203,500	177,900	
25			205,700	180,000	
26			207,900		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	138,400	102,400	84,600
2	—	161,100	144,700	108,300	88,200
3	207,400	168,400	151,000	114,300	92,000
4	215,600	175,700	157,300	120,300	96,400
5	223,900	183,000	164,100	126,300	100,900
6	232,500	190,300	170,900	132,300	105,700
7	241,100	197,600	177,700	138,400	110,600
8	249,700	205,000	184,500	144,600	116,200
9	258,300	212,400	191,300	150,800	121,900
10	266,900	219,800	198,100	157,100	127,700
11	275,600	227,200	204,900	163,400	133,500
12	284,300	234,200	211,700	169,700	139,100
13	293,100	240,800	218,500	176,000	144,500
14	301,900	247,400	225,300	181,400	149,600
15	310,700	254,000	231,500	186,800	154,700
16	319,500	260,300	237,700	191,600	159,400
17	328,300	266,500	243,900	196,200	164,000
18	336,400	272,700	250,100	200,800	168,600
19	344,100	278,900	256,300	205,400	173,200
20	351,800	285,000	262,400	210,000	177,800
21	359,500	290,400	268,500	214,500	182,000
22	366,700	295,800	274,600	219,000	186,200
23	373,100	301,200	279,900	223,500	190,200
24	378,600	306,600	285,200	228,000	194,100
25	383,400	312,000	289,100	232,300	197,500
26	388,200	316,800	292,300	236,500	200,800
27		320,300		239,700	204,100
28				242,800	207,400
29				245,800	209,900
30					212,300

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	245,000	—	93,500	—
2	252,200	178,900	97,800	79,200
3	259,700	185,700	102,800	82,000
4	267,200	192,500	107,800	84,900
5	274,700	199,400	112,800	88,100
6	282,300	206,300	117,800	92,100
7	289,900	213,200	122,900	96,200
8	297,400	220,100	128,100	100,700
9	304,900	227,000	133,400	105,300
10	312,400	234,000	138,800	110,100
11	319,800	241,000	144,200	114,900
12	327,200	248,000	150,000	119,700
13	334,300	255,000	156,200	124,700
14	341,300	262,000	162,700	129,800
15	345,900	268,900	169,200	134,900
16		275,800	175,700	140,000
17		282,700	182,300	145,100
18		289,500	188,800	150,100
19		296,300	195,400	155,100
20		303,100	202,000	159,600
21		309,600	208,700	164,000
22		316,100	215,400	168,400
23		322,300	222,100	172,700
24		328,500	228,800	177,000
25		332,700	235,500	181,300
26			241,700	185,600
27			247,800	189,900
28			253,800	194,100
29			259,800	197,800
30			265,700	201,400
31			270,600	204,500
32			275,300	207,600
33			279,900	210,600
34			284,100	213,400
35			288,200	215,600
36			292,200	
37			295,200	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	242,000		84,900	
2	248,800	152,100	89,100	79,200
3	255,600	158,700	93,500	82,000
4	262,500	165,400	97,800	84,900
5	269,400	172,100	102,800	88,100
6	276,200	178,800	107,800	92,100
7	282,900	185,500	112,800	96,200
8	289,600	192,200	117,800	100,700
9	295,700	198,900	122,900	105,300
10	301,800	205,500	128,100	110,000
11	307,600	212,000	133,400	114,700
12	313,400	218,400	138,800	119,400
13	318,200	224,800	144,200	124,100
14	323,000	231,300	150,000	128,800
15	327,100	237,800	156,200	133,500
16		244,200	162,700	138,100
17		250,600	169,200	142,700
18		257,000	175,700	147,200
19		263,300	182,200	151,600
20		269,500	188,600	155,900
21		275,700	195,000	160,200
22		281,400	201,400	164,100
23		286,500	207,600	168,000
24		291,500	213,800	171,500
25		295,900	219,600	174,900
26		299,600	225,400	177,900
27		302,600	231,200	180,900
28		305,600	236,800	183,500
29		308,600	242,100	185,800
30			247,300	188,000
31			252,400	190,100
32			257,300	
33			261,900	
34			266,500	
35			270,700	
36			274,400	
37			278,100	
38			281,500	
39			284,100	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	275,500		138,400	109,200	87,600
2	284,200	175,700	144,700	115,000	92,500
3	293,000	183,000	151,000	120,800	97,400
4	301,800	190,300	157,300	126,600	102,400
5	310,600	197,600	164,100	132,400	107,700
6	319,400	205,000	170,900	138,400	113,100
7	328,200	212,500	177,900	144,600	118,600
8	336,400	220,000	184,900	150,800	124,100
9	344,100	227,500	192,200	157,100	129,600
10	351,800	234,900	199,600	163,400	135,100
11	359,500	242,300	207,000	169,800	140,600
12	366,700	249,700	214,400	176,400	146,100
13	373,100	258,300	221,800	183,000	151,500
14	378,700	266,900	229,200	189,600	156,800
15	383,500	275,600	236,600	196,200	162,100
16	388,300	284,300	243,200	202,800	167,100
17		293,100	249,800	209,400	172,100
18		301,900	256,300	216,800	177,000
19		310,700	262,600	222,200	181,600
20		319,500	268,700	228,400	186,100
21		327,200	274,800	234,600	190,300
22		332,500	280,900	240,700	194,500
23		337,800	286,300	246,800	198,700
24		343,100	291,700	252,800	202,600
25		348,300	296,700	258,700	206,500
26		353,400	301,700	264,600	210,200
27		357,700	306,700	270,500	213,100
28		362,000	310,200	275,900	216,000
29				281,000	
30				286,000	
31				290,900	
32				295,600	
33				298,900	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円	円
2	—	—	90,700	79,500	—
3	—	—	95,100	82,500	72,900
4	200,800	143,300	100,000	85,900	75,000
5	209,000	150,300	105,500	89,300	77,200
6	217,700	157,300	111,000	92,900	79,500
7	226,400	164,400	116,500	97,300	82,400
8	235,100	171,500	122,000	102,000	85,600
9	244,500	178,600	127,700	106,900	88,800
10	253,900	185,600	133,600	112,200	91,300
11	263,300	192,500	139,500	117,600	93,800
12	272,900	199,300	145,400	123,000	96,300
13	282,500	206,100	151,300	128,300	98,800
14	292,000	212,300	157,000	133,600	101,200
15	301,500	218,500	162,600	138,900	103,600
16	311,000	224,400	168,200	143,900	106,000
17	320,500	229,700	173,700	148,300	108,300
18	330,000	234,600	179,200	152,700	110,000
19	339,400	239,500	184,500	157,100	—
20	348,800	244,300	189,800	161,300	—
21	358,800	249,100	195,100	165,500	—
22	362,600	253,900	200,400	169,700	—
23	368,400	258,700	205,600	173,800	—
24	373,400	263,500	210,800	177,200	—
25	378,400	267,800	215,200	180,600	—
26	382,600	272,100	219,600	183,300	—
27	—	275,600	222,800	185,800	—
28	—	—	226,000	—	—
	—	—	229,200	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円
2	255,000	194,500	—	116,400
3	263,700	203,100	169,300	123,300
4	272,400	211,700	177,600	130,200
5	281,100	220,300	186,000	137,100
6	289,800	228,900	194,500	145,000
7	298,300	237,600	203,000	153,100
8	306,800	246,300	211,500	161,200
9	315,000	255,000	220,000	169,300
10	323,200	263,700	228,500	177,400
11	331,400	272,400	237,100	185,500
12	339,600	281,100	245,700	193,600
13	347,700	289,000	253,000	200,200
14	355,700	296,900	260,300	206,700
15	363,700	304,800	267,200	213,300
16	370,400	312,700	274,000	219,800
17	377,100	320,600	280,800	226,400
18	383,800	328,000	287,600	232,900
19	389,500	335,400	294,400	239,400
20	394,300	342,800	301,200	245,300
21	399,100	349,100	307,100	249,700
22	—	355,400	313,000	254,000
23	—	359,700	318,300	257,100
24	—	364,000	322,000	—
	—	—	325,700	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の 等級	特1等級	1 等 級	特2等級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	245,600	200,700	178,900	151,800	112,300	90,600	79,800	—
2	255,200	209,300	185,800	158,300	117,700	94,400	83,000	75,000
3	264,800	218,000	192,700	164,800	123,100	98,400	86,200	77,300
4	274,400	226,800	199,700	171,400	128,500	102,500	89,800	79,600
5	284,000	235,600	206,900	178,200	133,900	107,200	93,600	82,600
6	293,700	244,400	214,100	185,000	139,400	111,900	97,600	85,600
7	303,500	253,200	221,300	191,900	144,900	116,800	101,600	88,700
8	313,300	262,100	228,600	198,800	150,600	121,700	105,500	91,000
9	323,100	271,000	235,900	205,600	156,300	126,600	109,300	93,300
10	332,800	279,300	243,100	212,400	162,100	131,500	113,100	95,600
11	339,200	287,500	250,300	219,200	167,900	136,300	116,900	97,700
12	344,800	295,300	257,400	225,800	173,600	140,800	120,400	99,800
13	350,400	301,400	264,500	232,300	179,300	145,300	123,900	101,400
14	355,600	307,500	270,100	238,600	185,000	149,800	127,100	—
15	360,800	313,600	275,600	244,000	190,600	154,200	130,300	—
16	365,300	317,900	279,500	249,300	196,200	158,500	133,400	—
17	—	—	283,300	254,100	201,500	162,500	136,100	—
18	—	—	—	258,800	206,700	166,300	138,800	—
19	—	—	—	262,400	210,400	170,000	141,300	—
20	—	—	—	266,000	213,900	173,600	143,300	—
21	—	—	—	—	217,200	176,600	—	—
22	—	—	—	—	219,700	178,900	—	—
23	—	—	—	—	222,200	181,200	—	—
24	—	—	—	—	224,600	183,400	—	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	175,300	136,800	117,200	88,800	77,900
2	181,700	142,000	121,900	92,600	80,600
3	188,100	147,300	126,700	96,600	83,300
4	194,600	152,700	131,500	100,600	86,000
5	201,400	158,200	136,400	104,600	88,800
6	208,300	163,800	141,300	108,700	92,600
7	215,300	169,400	146,200	112,800	96,500
8	222,300	175,000	151,100	117,000	100,500
9	229,300	180,600	156,000	121,200	104,500
10	236,400	186,200	160,900	125,400	108,500
11	243,500	191,800	165,800	129,600	112,500
12	250,600	197,400	170,800	133,800	116,500
13	257,600	203,000	175,800	138,000	120,400
14	264,600	208,600	180,800	142,100	124,200
15	271,600	214,200	185,800	146,200	128,000
16	277,800	219,800	190,800	150,300	131,800
17	284,000	225,400	195,900	154,400	135,600
18	289,800	231,000	201,000	158,500	139,400
19	295,600	236,600	206,100	162,600	143,100
20	299,400	242,100	210,900	166,600	146,800
21	303,100	247,200	215,700	170,600	150,500
22	306,800	251,200	220,400	174,600	154,100
23	—	255,200	224,300	178,600	157,300
24	—	259,200	228,200	182,600	160,500
25	—	262,400	231,900	186,600	163,700
26	—	265,600	234,900	190,500	166,700
27	—	268,300	237,900	194,400	169,600
28	—	—	240,400	198,300	172,500
29	—	—	—	201,900	174,700
30	—	—	—	204,300	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表(第六條関係)

号	俸	俸 給 月 額
		円
1		354,000
2		390,000
3		434,000
4		480,000
5		518,000
6		557,000
7		605,000
8		653,000
9		697,000
10		745,000
11		788,000
12		810,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員との給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定第十九条の二の規定を除く。）並びに改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び市町村立学校職員給与角法（昭和二十三年法律第百三十五号）の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

2 昭和五十二年四月一日(以下「切替日」といふ)の前日において職務の等級の最高の号俵又は最高の号俵を超える俸給月額を受けていた職員(の切替日における号俵又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間に人事院規則で定める。

3 (切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日の

問（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員との給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又ける異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

4 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職

員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けけることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度内において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 (旧号俸等の基礎)
前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

6 (住居手当に関する経過措置)
切替期間において、改正前の法第十二条の六

の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第百一条の六の規定による住居手当を支給しないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第百一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給

る期間の住居手当については、改正後の法第
一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例に
よる。この法律の施行の際改正前の法第十一
条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む
継続した期間の住居手当を支給することとされ

ていた職員のうち、改正後の法律第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法律第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日（同日前に人

7 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後は、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（次項及び附則第十項の規定を除く）の法（住居手当については、改正後の法第十二条の六又は前項）の規定による給与の内払となす。

（人事院規則への委任）

く。）の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

9 地方自治法の一部を次のように改正する。
附則第六条の二を次のように改める。

第六條に定めるものほか、条例で、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保姆等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第三條第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けるに必要と認められるものとして、

2 第二百四条第三項及び第二百六条の規定は、前項に規定する育児休業給付について準用する。

10 (市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

4 当分の間、第一条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当」に改正する。

当「育児休業給」とする。

理由

一般職の職員に給する法律及び学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育

職員の人材確保に關する特別措置法並びに義務教
育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福
祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に關する法
律の規定に基づく人事院の国会及び内閣に対する
昭和五十一年三月十一日付二件の勧告並びに
昭和五十一年三月十一日付二件の勧告並びに
昭和五十一年三月十一日付二件の勧告並びに

事院の令及び内閣に對する昭和五十二年七月八日付け勅告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿直手当及び義務教育等教員特別手当の額の改定を行うとともに、光

分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及びひ

療施設等の看護婦等の職員に対し、育児休業給支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

の請を受けた女子教育公務員等に対する給金について」の二件の勧告並びに昭和五十二年八月九日付けの給与改定に関する勧告を、勧告とおり、実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 全俸給表の全俸給月額を改め、四千円ない

2 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を十五万円から十六万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を

3 扶養手当について、支給月額は配偶者は七千四百から八千円に、配偶者以外の扶養親族の受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を三万二千五百円から三万四千円に引き上げて、

4. 住居手当について、月額一万三千五百円(現行一万二千元)以下の家賃を支払つてい

職員に對する支給月額は、家賃の月額から士
千円(現行五千円)を控除した額とし、月額
万三千五百円を超える家賃を支払つてゐる職
員については、その超える額の二分の一を五
千円(現行三千五百円)を限度として七千五百
円(現行七千円)に加算した額に引き上げる。

5、通勤手当について、運賃等相当額の全額給の限度額を月額一万二千五百円から一万四千元に、限度額を超える部分の二分の一加算の限度額を千五百円から二千元に引き上げるとともに、自転車等使用者に対する支給月額など、自転車等の使用距離が十キロメートル以下

に、その他は三千円から三千四百円（調整後）未滿の職員にあつては千七百円から二千二百円、その他は三千円から三千四百円（調整後）未滿の職員に於ては千七百円から二千二百円、非支給官署に勤務する職員で通勤が不便ある者については、片道十キロメートル以上十五キロメートル未滿の場合は三千三百円

昭和五十二年十一月二十四日 衆議院會議録第十五号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
を改正する法律案及び同報告書

三二四

ら三千八百円、片道十五キロメートル以上の場合は四千六百円から五千三百円に引き上げる。

なお、交通機関と自転車等の併用者に対する支給月額も同様に引き上げる。

6 宿日直手当について、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務に対する支給限度額を、勤務一回につき、一万円とする。

7 義務教育等教員特別手当について、支給月額の限度額を一万円から一万五千二百円に引き上げる。

8 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を月額一万八千円から一万九千六百円に引き上げる。

9 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職員に対し、育児休業期間中、育児休業給を支給することとし、その支給月額は、俸給（教職調整額を含む。）の月額に、職員が所属する共済組合の掛金率を乗じて得た額とする。

その他、この法律は、公布の日から施行し、宿日直手当改正部分を除き、昭和五十二年四月一日から適用することとするほか、俸給表等の

改定等に伴う所要の措置並びに地方自治法等の一部改正について規定している。

二 議案の可決理由

人事院の勧告の趣旨にかんがみ、本案は適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対して、日本社会党木原実君の提案に係る「第十九条の五第二項の改正規定を削り、育児休業給の支給の実施期日を昭和五十二年四月一日とする。」旨の修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約千四百六十四億円である。

右報告する。

昭和五十二年十一月二十二日

内閣委員長 正示啓次郎

衆議院議長 保利 茂殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「七十四万円」を「八十一万円」に改め、同条第三項中「百五十万円」を「百十三万円」に改める。

第四条第二項中「一万八千円」を「一万九千六百円」に、「三万千円」を「三万四千円」に改める。

第九条中「一万八千円」を「一万九千六百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

官 職 名		俸 給 月 額
内閣総理大臣		一、五五〇、〇〇〇円
国務大臣		一、一三〇、〇〇〇円
会計検査院長 人事院総裁		
内閣法制局長官		九五〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員長 宮内庁長官		
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 政務次官		八一〇、〇〇〇円
公害等調整委員会委員長		
内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長		八〇〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 地方財政審議会会長 中央更生保護審査会委員長 航空事故調査委員会委員長 式部官長		七八八、〇〇〇円

公害等調整委員会の常勤の委員
社会保険審査会の委員長及び委員
労働保険審査会委員
公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
行政監視委員会委員
地方財政審議会委員
原子力委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
中央更生保護審査会の常勤の委員
科学技術会議の常勤の議員
宇宙開発委員会の常勤の委員
土地鑑定委員会の常勤の委員
航空事故調査委員会の常勤の委員
運輸審議会委員
東宮大夫

六九七、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
大使	五号俸 九五〇、〇〇〇円 四号俸 八〇〇、〇〇〇円 三号俸 七八八、〇〇〇円 二号俸 六九七、〇〇〇円 一号俸 六二二、〇〇〇円
公使	四号俸 八〇〇、〇〇〇円 三号俸 七八八、〇〇〇円 二号俸 六九七、〇〇〇円 一号俸 六二二、〇〇〇円

別表第三(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
八号俸	三〇八、〇〇〇円
七号俸	二八一、〇〇〇円
六号俸	二五四、五〇〇円

秘書官

五号俸	二二八、〇〇〇円
四号俸	二〇四、〇〇〇円
三号俸	一八一、五〇〇円
二号俸	一六三、五〇〇円
一号俸	一五〇、〇〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
一 本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員についてもその俸給月額を改定等を行い、昭和五十二年四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のように引き上げる。(カッコ内は現行)

内閣総理大臣 百五十五万円(百四十五万円)
内閣総務大臣等 百三十三万円(百五万円)
内閣法制局長官等 九十五万円(八十八万円)
政務次官等 八十一万円(七十四万円)

内閣官房副長官等 八十万円(七十三万円)
国家公安委員会委員等 七十八万八千円(七十一万八千円)

公害等調整委員会の常勤の委員等 六十九万七千円(六十三万七千円)

2 大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は百三十三万円に、大使五号俸は八十八万円から九十五万円にそれぞれ引き上げ、大使及び公使の四号俸以下は一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、七十三万円ないし五十七万千円から八十万円ないし六十二万二千円に引

昭和五十二年十一月二十四日 衆議院會議録第十五号 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

き上げる。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ二十八万七千五百円(八号俸)ないし十四万円(一号俸)から三十万八千円(八号俸)ないし十五万円(二号俸)に引き上げる。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額三万四千円から三万四千円に引き上げる。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を、日額二万八千円から一万九千六百円に引き上げる。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべき。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「四千五百円」を「四千八百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「四万五千七百円」を「四万八千六百円」に改める。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三条第二項の規定に基づき育児休業の許可を受けた職員には、一般職の国家公務員の例により、育児休業給を支給する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

きものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三億円である。

右報告する。

昭和五十二年十一月二十二日

内閣委員長 正示啓次郎

衆議院議長 保利 茂殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准准 陸海空	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	陸海空 士士士	長長長 士士士	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	陸海空 士士士	長長長 士士士	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	陸海空 士士士	長長長 士士士
俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月	俸月
円 129,200	円 123,500	円 118,600	円 106,900	円 101,800	円 94,600	円 90,700	円 88,700	円 80,500	円 129,200	円 123,500	円 118,600	円 106,900	円 101,800	円 94,600	円 90,700	円 88,700
132,300	129,300	124,400	112,800	106,400	98,200	94,300			132,300	129,300	124,400	112,800	106,400	98,200	94,300	
135,200	135,200	130,300	118,600	112,100	101,800	97,800			135,200	135,200	130,300	118,600	112,100	101,800	97,800	
141,000	141,000	136,100	124,400	117,700	106,000	101,300			141,000	141,000	136,100	124,400	117,700	106,000	101,300	
146,800	146,800	141,900	130,300	123,200	110,700				146,800	146,800	141,900	130,300	123,200	110,700		
152,500	152,500	147,600	136,100	128,700	115,300				152,500	152,500	147,600	136,100	128,700	115,300		
158,300	158,300	153,400	141,900	134,100	119,900				158,300	158,300	153,400	141,900	134,100	119,900		
164,200	164,200	159,300	147,600	139,500	124,400				164,200	164,200	159,300	147,600	139,500	124,400		
169,900	169,800	164,900	153,400	144,900	128,800				169,900	169,800	164,900	153,400	144,900	128,800		
175,700	175,400	170,500	159,300	150,300					175,700	175,400	170,500	159,300	150,300			
181,500	181,200	176,300	164,900	155,400					181,500	181,200	176,300	164,900	155,400			
187,300	186,900	182,000	170,500	160,500					187,300	186,900	182,000	170,500	160,500			
193,200	192,600	187,700	176,100	165,600					193,200	192,600	187,700	176,100	165,600			
199,000	198,400	193,500	181,500	170,600					199,000	198,400	193,500	181,500	170,600			
205,000	204,200	199,300	186,900	175,100					205,000	204,200	199,300	186,900	175,100			
210,800	210,000	205,000	192,300	179,500					210,800	210,000	205,000	192,300	179,500			
216,800	216,000	210,800	197,700	184,000					216,800	216,000	210,800	197,700	184,000			
222,800	222,000	216,700	202,700	188,500					222,800	222,000	216,700	202,700	188,500			
228,700	227,900	222,500	207,500	193,000					228,700	227,900	222,500	207,500	193,000			
234,600	233,800	228,300	212,400						234,600	233,800	228,300	212,400				
240,300	239,500	234,000	217,200						240,300	239,500	234,000	217,200				
245,800	245,000	239,500	222,000						245,800	245,000	239,500	222,000				
250,900	250,100	244,600	226,700						250,900	250,100	244,600	226,700				
256,000	255,200	249,700							256,000	255,200	249,700					
261,000	260,200	254,700							261,000	260,200	254,700					
266,000	265,200	259,700							266,000	265,200	259,700					

める者で政令で定めるものとする。

別表第一 参事官等俸給表(第四條—第六條關係)

号 俸	指 定 職 俸 給 月 額	職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	354,000	1	276,400	213,200	—	134,200
2	390,000	2	288,600	222,100	189,200	140,100
3	434,000	3	300,900	231,200	196,700	146,100
4	480,000	4	313,200	240,700	204,300	152,500
5	518,000	5	325,500	250,200	211,900	160,100
6	557,000	6	337,700	259,700	219,600	166,900
7	605,000	7	349,900	269,300	227,500	173,800
8	653,000	8	362,200	278,900	235,400	180,700
9	697,000	9	374,500	288,500	243,300	187,700
10	745,000	10	386,800	298,000	251,400	194,800
11	788,000	11	395,900	307,100	259,400	202,200
		12	402,600	316,100	267,300	209,700
		13	409,300	324,700	275,200	217,300
		14	415,400	331,400	283,000	224,900
		15	420,700	338,100	290,800	232,400
		16		342,900	297,000	239,900
		17			303,100	247,300
		18			307,300	254,400
		19				261,500
		20				267,100
		21				272,600
		22				276,500

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表（第四條、第五條、第六條、第二十八條の三関係）

[illegible]

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占

三一八

衆議院議長 保利 茂殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

昭和五十二年十一月二十四日 衆議院會議録第十五号

裁判官の報酬等に関する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正す

11110

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員^{（一）}の給与の改善に伴い、裁判官についても、一般の政府職員^{（二）}の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1. 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等

裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に、その他の裁判官の報酬については、これに対応する一般職の職員の俸給に、おおむね準じて、それぞれこれを増額する。

2 右の改正は、昭和五十二年四月一日にさか

のほつて適用する。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴

い、裁判官の報酬についても改善の措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は十六億四千五百万円である。

右報告する。

昭和五十二年十一月二十二日

法務委員長 上村千一郎

衆議院議長 保利 茂殿

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「四十万円」を「四十三万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二條關係)

[illegible]

副 検 事

十八号	一四五、六〇〇円
十九号	一三六、二〇〇円
二十号	一三〇、六〇〇円
一号	三九〇、〇〇〇円
二号	三〇一、一〇〇円
三号	二八五、九〇〇円
四号	二五六、八〇〇円
五号	二三七、三〇〇円
六号	二一九、〇〇〇円
七号	二〇一、九〇〇円
八号	一九〇、一〇〇円
九号	一七六、八〇〇円
十号	一六八、九〇〇円
十一号	一五二、四〇〇円
十二号	一四五、六〇〇円
十三号	一三六、二〇〇円
十四号	一三〇、六〇〇円
十五号	一二一、〇〇〇円
十六号	一一五、二〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 検察官が昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給に、その他の検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給に、おおむね準じて、それぞれこれを増額する。

2 右の改正は、昭和五十二年四月一日にさかのぼって適用する。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官の俸給についても改善の措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は十一億五千八百万円である。

右報告する。

昭和五十二年十一月二十二日

法務委員長 上村千一郎

衆議院議長 保利 茂殿

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十一月二十一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律

1

北洋における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工品の原材料の供給事情の著しい変化に即応して行われる水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得で食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性及び水産加工品の原材料の供給事情の地域特性を考慮して政令で定める要件に該当するものに必要な長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものについては、次項の規定により定められる貸付けの条件に従い、国民金融公庫及び中小企業金融公庫は、それぞれ、国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一項及び中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)第十九条第一項に規定する業務の一部として貸付けを行い、農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十

昭和五十二年十一月二十四日 衆議院會議録第十五号

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に
三三三

八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、水産加工工業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫がそれぞれ定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについては、農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律（昭和五十二年法律第 号。以下「臨時措置法」という。）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「臨時措置法」と、同法第三十六條第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに臨時措置法第一項」とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行行爲に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

理 由

最近における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工品の原材料の供給事情の変化にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、昭和五十七年度末までの間、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要かつ低利の資金の貸付けの

業務を特別に行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 本案は、最近における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工品の原材料の供給事情の変化にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、昭和五十七年度末までの間、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができるようにしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 北洋における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工品の原材料の供給事情の著しい変化に即応して行われる水産加工施設の改良、造成又は取得で政令で定める一定の要件に該当するものに必要かつ長期かつ低利の資金については、国民金融公庫及び中小企業金融公庫は、それぞれ、国民金融公庫法及び中小企業金融公庫法に規定する業務の一部として貸付けを行うとともに、農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法に規定する業務のほか、この貸付けの業務を行うことができること。

(二) 前記資金の貸付けの利率、償還期限等については、政令で定める範囲内で、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫がそれぞれ定めること。
(三) この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り、その効力を失うこと。

二 議案の可決理由

最近における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工品の原材料の供給事情の変化にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫が一定の要件に該当する施設の改良等に必要かつ長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができるよう必要な規定を定めようとする本案の趣旨は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十二年十一月二十二日

農林水産委員長、金子 岩三
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案に対する附帯決議

最近の我が国漁業をめぐる厳しい諸情勢のなかで、水産加工工業もまた原料不足等により甚大な影響を受けている。
我が国の漁業経営及び国民食生活の安定に大きな役割を果たしている水産加工工業の重要性にかんがみ、政府は水産加工工業の振興について積極的な対策を講ずるとともに、本法の施行に当たっては左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 水産加工工業と漁業との密接な関連性に留意して、本資金制度が適切に運営されるよう、農林漁業金融公庫をはじめ三公庫に対する所要の資金の確保、加工経営の実情等に即した融資条件の設定及び対象地域の指定、本資金を必要とする者に対する適正かつ迅速な貸付け等につき十分な配慮を行うこと。

二 水産加工工業の近代化等を促進するため、水産物流通加工センター形成事業、大規模冷蔵庫設置事業、原料魚の価格安定のための調整保管事業等の一層の充実を図るとともに、水産加工排水処理等公害対策を積極的に進めること。

三 多獲性魚種、南極海おきあみ等の食用としての利用を一層促進するため、新製品の開発、新しい食品素材としての利用を含め加工技術の開発を促進するとともに、これらの消費拡大について努力すること。

四 原材料を含む輸入水産物については輸入割当制度の適切な運用により需給の安定に万全を期すること。

右決議する。